18091\_制　　定

19065\_一部改正

20066\_一部改正

21128\_一部改正

22119\_一部改正

23120\_一部改正

24046\_一部改正

27092\_一部改正

28063\_一部改正

アスト加速化事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　遠野の特色を生かした野菜、花き等の生産振興及び遊休施設等の有効活用を図ることにより、遠野市農林水産振興ビジョンを実現するため、農業者等が組織するグループや団体（以下「団体等」という。）が、アスト加速化事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第２条　補助金の交付の対象となる事業区分、事業種目、事業内容及び経費並びにこれに対する補助額又は補助率は、別表第１のとおりとする。

（経費の配分及び事業内容の軽微な変更）

第３条　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、別に定める。

（申請の取下期日）

第４条　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第５条　規則に定める提出書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

　　　附　則

　（施行期日）

　平成18年５月１日から施行する。

　　　附　則（平成19年４月１日告示第65号）

　（施行期日）

１　この告示は、平成19年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の際現に補助金の交付を受けている者については、なお従前の例による。

　　　附　則(平成19年遠野市告示第65号)

　この告示は、平成19年4月1日から施行する。

　　　附　則(平成20年遠野市告示第66号)

　この告示は、平成20年4月1日から施行する。

　　　附　則(平成21年遠野市告示第128号)

　この告示は、平成21年7月2日から施行する。

　　　附　則(平成22年遠野市告示第119号)

　（施行期日）

１　この告示は、平成22年5月28日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の日前に改正前のアストチャレンジ 100推進事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

　　　附　則(平成23年遠野市告示第120号)

　（施行期日）

１　この告示は、平成23年６月10日から施行し、平成23年度分の事業から適用する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の際現に改正前のアストチャレンジ100推進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請をしている者及び決定をしている者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

　　　附　則(平成24年遠野市告示第46号)

　この告示は、平成24年４月１日から施行する。

　　　附　則(平成27年遠野市告示第92号)

　この告示は、平成27年４月１日から施行する。

　　　附　則(平成28年遠野市告示第63号)

１　この告示は、平成28年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行の際現に改正前のアストパワーアップ業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の申請をしている者及び決定をしている者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事業内容 | 交付対象経費 | 補助額又は補助率 |
| ハウス導入支援事業 | 新規就農者、就農後５年以内の農業後継者、新規作目を導入する生産者及び積極的に生産拡大に取り組む農業者のハウスの導入に係る経費に対し支援する事業 | 新たなビニールハウスの導入に要する経費 | １棟当り２分の１に相当する額以内の額。ただし、50万円を上限とする。 |
| 遊休ハウスの移転に要する経費 | １棟当り10万円以内の額 |
| 重点推進品目栽培拡大支援事業 | ニラ栽培拡大支援事業 | ニラの栽培の拡大を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の３分の２に相当する額以内の額 |
| アスパラガス栽培拡大支援事業 | アスパラガスの栽培の拡大を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 |
| 夏期ホウレンソウ栽培支援事業 | 夏期及び高温期のホウレンソウ栽培を推進するため、遮光資材、播種機等の購入に係る経費に対し支援する事業 | 遮光資材、播種機等の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| ピーマントンネル栽培拡大支援事業 | ピーマンのトンネル栽培の拡大を図るため、新規にトンネル栽培する場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の３分の２に相当する額以内の額 |
| こだわり農産物栽培支援事業 | 無農薬栽培、無化学肥料栽培等こだわりを持った農産物の栽培及び販売並びに研修に係る経費に対し支援する事業 | 栽培及び販売に係る資材の購入並びに研修に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| 契約野菜栽培導入支援事業 | かぼちゃ、たまねぎ、スイートコーン、じゃがいも等の契約栽培の普及及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の３分の２に相当する額以内の額 |
| 花き栽培支援事業 | 花き栽培の普及及び拡大を図るため、花きの種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| 内水面生産拡大支援事業 | 淡水魚の生産拡大及び経営の安定を図るため、稚魚の購入に係る経費及び販路開拓の取組に係る経費に対し支援する事業 | 稚魚の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| 販路開拓の取組に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| 山菜等生産拡大支援事業 | 遊休農地等の利活用と生産性の向上を図るため、特用林産物等の種苗等及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| ホップ担い手確保ステップアップ事業 | ホップ生産の維持及び拡大を図るため、後継者確保及び育成に向けた経費に対し支援する事業 | 新規生産農家への家賃補助 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、２万円を上限とする。 |
| ホップの新規生産者の栽培技術習得のために要する経費 | １人当たり月額３万円以内の額 |
| ホップ圃場及び作業機械の借上げに要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| 遠野伝統野菜生産拡大支援事業 | 伝統野菜栽培の及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業 | 種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額 |
| 遠野農業元気アップチャレンジ事業 | 生産現場型農業への転換を図るため自らの創意工夫により生産力の向上、六次産業化等の農業所得の増収を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する事業 | 農業所得の向上に向けた新たな取り組みに要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、50万円を上限とする。 |
| 繁殖牛パワーアップ事業 | 遊休施設等の有効活用により畜産振興を図り、肉用繁殖牛の増頭を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し、支援する事業 | 遊休ハウスを簡易牛舎として導入する場合に要する経費 | １棟当たり15万円 |
| 里山放牧場の整備に関し、電柵線、有刺鉄線、牧柵等の資材の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、１箇所当たり25万円を上限とする。 |
| 飼料自給率の向上を図るため、草地更新に関し、種子、肥料、土壌改良資材等の購入に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、１箇所当たり10万円を上限とする。 |
| 遠野スタイル六次産業推進事業 | 遠野の農産物等を原材料として新しい商品を開発する等六次産業化を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する事業 | 商品開発等の六次産業化の実現に要する経費 | 交付対象経費の２分の１に相当する額以内の額。ただし、 200万円を上限とする。 |

別表第２（第５条関係）

| 条　項 | 提出書類及び添付書類 | 様　式 | 提出期日 |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則第４条の規定による書類 | アスト加速化事業補助金交付申請書１　事業計画書２　収支予算書 | 第１号第２号第３号 | 別に定める。 |
| 規則第６条の規定による書類 | アスト加速化事業変更（中止、廃止）承認申請書１　事業計画書２　収支予算書 | 第４号第２号第３号 | 変更（中止、廃止）の理由の日から15日以内 |
| 規則第13条の規定による書類 | アスト加速化事業補助金請求（精算）書１　事業実績書２　収支精算書 | 第５号第２号第３号 | 別に定める。 |

様式第１号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

遠野市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　㊞

　　　アスト加速化事業補助金交付申請書

　　　年度において、アスト加速化事業を実施したいので、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）及びアスト加速化事業補助金交付要綱（平成18年遠野市告示第91号）により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

事 業 名

補助金額　　金　　　　　　　　　　円

様式第２号（別表第２関係）

事業計画（実績）書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 事業実施団体等名 |  |
| 代表者氏名及び連絡先 | １　代表者氏名 |  |
| ２　住所・電話番号 | 　電話　　　－　　　　 |
| 事業目的・目標 | １　事業の目的 |  |
| ２　目標（数値化に対する達成度） |  |
| 事業内容及び今後の計画（できるだけ詳しく記入すること） | １　事業内容 |  |
| ２　今後の計画 |  |
| 期待される効果（実施の効果） |  |
| 事業の開始期日及び完了（予定）期日 | １　開始期日 | 年　　月　　日 |
| ２　完了（予定）期日 | 年　　月　　日 |
| その他 |  |

備考１　団体等の定款又は規約、構成メンバー表等を添付すること。

２　その他参考資料（様式自由）を添付すること。

様式第３号（別表第２関係）

収支予算（精算）書

１　収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 精算額 | 説　　明 |
| 補助金 |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

２　支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 精算額 | 説　　明 |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

備考１　説明欄に積算内訳を記載すること。

２　精算の場合は、領収書等（写し）を添付のこと。

様式第４号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

遠野市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　㊞

　　　アスト加速化事業変更（中止、廃止）承認申請書

　　　　年　月　日付け遠野市指令　第　号で補助金交付の決定通知があったアスト加速化事業について、事業の変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）及びアスト加速化事業補助金交付要綱（平成18年遠野市告示第91号）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事 業 名

変更事項

変更理由

様式第５号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

遠野市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　㊞

　　　アスト加速化事業補助金請求（精算）書

　　　　年　月　日付け遠野市指令　第　号で補助金交付の決定通知を受けたアスト加速化事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

記

事　業　名

補助金交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

精算補助金額　　　　　　金　　　　　　　　　　円

補助金請求額　　　　　　金　　　　　　　　　　円